

平成25年第4回定例会

建設水道常任委員会  
会 議 録

期日：平成25年12月11日（水）

場所：大曲庁舎 第3委員会室

## 平成25年第4回大仙市議会定例会会議録

日 時：平成25年12月11日（水曜日）午前9時58分～午前11時55分

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

### 出席委員（7人）

委員長	23番	千葉	健	副委員長	6番	佐藤	育男
委員	4番	佐藤	隆盛	委員	18番	小松	栄治
委員	19番	渡邊	秀俊	委員	22番	高橋	敏英
委員	25番	本間	輝男				

### 欠席委員（0人）

なし

### 説明のため出席した者

建設部長	田口	隆志	上下水道部長	小松	春一
道路河川課長	進藤	孝雄	水道課長	足達	隆
道路河川課参事	三浦	龍市	水道課参事	佐々木	忍
道路河川課参事	五十嵐	直樹	水道課参事	小西	智
都市管理課長	井関	由紀夫	次長兼下水道課長	岩谷	友一郎
建築住宅課長	佐藤	喜八郎	神岡支所農林建設課長	石山	齊
建築住宅課参事	朝田	司	西仙北支所農林建設課長	嵯峨	耕咲
次長兼土地区画整理事務所長	山本	伸夫	中仙支所農林建設課長	阿部	利美
土地区画整理事務所参事	進藤	公夫	協和支所農林建設課長	田中	盛耕
土地区画整理事務所参事	吉野	一利	南外支所農林建設課長	伊藤	誠一
			仙北支所農林建設課長	須田	和久
			太田支所農林建設課長	佐藤	朗

### 議会事務局職員出席者

主 幹 堀江孝明

審査議案等

- 議案第150号 大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第156号 建設部、上下水道部及び水道局に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第160号 大曲駅東駐車場の指定管理者の指定について
- 議案第161号 南外ふれあいパークの指定管理者の指定について
- 議案第163号 平成25年度大仙市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第166号 平成25年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第168号 平成25年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第169号 平成25年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第170号 平成25年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第171号 平成25年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第174号 平成25年度大仙市上水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第175号 平成25年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について

---

午前9時58分 開 会

○委員長（千葉 健） おはようございます、本日は本会議休会中のところご出席いただき、ありがとうございます。去年の今頃は雪で大変だったと思うんですけども、今年はこのようにおだやかに、小康状態を保っておるわけですけれども、これからまさに冬本番、雪本番になりまして、職員の皆さんには大変ご難儀かけることとなりますけれども、ひとつよろしく願い申し上げます。

それでは、ただいまより建設水道常任委員会を開会いたします。当委員会に付託されたました議案は、12件でございます、慎重なる審査をお願い申し上げながら、ご採択くださるようお願い申し上げます。

審査に入る前に、当局から挨拶がありましたら、お願いいたします。はじめに、田口建設部長の方からお願い申し上げます。はい、どうぞ。

○建設部長（田口隆志） 改めまして、おはようございます。建設水道常任委員の皆様には、お疲れのところ常任委員会を開催いただき、厚くお礼申し上げます。本会議第1日目の市政報告にもありましたが、11月1日に除雪出動式を行っております、市では冬期間における市民生活と産業経済活動の安定を図るため、安全で円滑な道路交通網を確保する効率的な除雪計画と体制を確立して、除雪作業に臨むことを目的に、毎年度除雪計画書を策定しております、時期的に遅くなりまして申し訳ありませんけれども、平成25年度大仙市除雪計画書をお手元に配付させていただきます、これでございます、後でご覧になっていただきたいと思っております。内容につきましては昨年度の計画書の情報更新に留めておりますけれども、昨年と同様、除雪パトロールの強化、初期除雪の完全実施、重要路線の確保、歩道除雪の強化、危険箇所の除雪強化、地域住民との連携の6つ柱を基本方針に掲げ、市民に喜ばれるきめ細かな除雪作業を心掛けることとしております。また、今年度は除雪情報提供システムの構築を進めており、年明けからの試験運用も検討しております。来期から本格的な運用を開始致しますが、これに合わせ、大仙市除雪基本計画の見直し、また単年毎に計画している除雪計画書につきましても合わせて見直しを図りたいと考えているところでございます。今冬は大雪となった昨年度より10日も早い11月11日の初雪となり、心配していたところでございますけれども、先程委員長のお話にもありましたけれども、雪に関しましては穏やかな日が続く、一安心しているところでございます、昨年度は12月8日に一斉初出動をしておりますが、正月から7日間連続の出動など、連続しての出動が多い年となっております、ここ数年続い

ております、大雪の教訓を生かし、市民の安全、安心な生活を確保するため、スピード感のある対応をしてみたいと思いますので、委員の皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

さて、本日審議をお願いいたします建設部所管の案件は、昨日本会議3日目に当常任委員会に付託となりました消費税などに関わる条例案2件、指定管理者に関わる単行案2件、電気料などの増額に伴う道路維持管理費、また住宅リフォーム支援事業の補助金の増額、人件費の補正などによる補正予算案2件となっております。

各案件につきましては、担当課所長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします、あいさつとさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

○委員長（千葉 健） ありがとうございます。次に小松上下水道部長。はい、どうぞ。

○上下水道部長（小松春一） おはようございます。大変お疲れのところご審議を賜りまして誠にありがとうございます。先に開催いただきました、平成24年度決算特別委員会では、上下水道部に関わる各会計決算につきまして、ご認定を賜りまして誠にありがとうございました。当委員会から頂きましたご意見等重く受けとめまして上下水道事業に関わる職員一同、共通認識をもって、収納対策や普及率、接続率の向上に努めて参りますので委員の皆様の一層のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。ここで若干お時間をいただきまして、ご報告させていただきますが、市政報告にもありましたとおり、大曲上水道で最大口径であります450mmの配水管が添架されている昭代橋におきまして、さる9月に漏水が発生し、防護管カバーを外して調査いたしましたところ、継ぎ手部分の腐食によるものと判明いたしました。漏水規模が拡大傾向にあるため、早急に修理する必要がある、橋梁前後で断水して修理を行うものとしたものですが、大規模な濁り水の発生が懸念されたため、夜間に修理を行うこととし、事前準備として修理部材の手配と利用者の皆様に行政協力員のお力をお借り致しまして、影響が懸念される全戸に対しまして水道水利用を控えて頂くなどのお願いを含めた文書を配布したところであります。修理作業は飲食店や大規模店舗等への影響を考慮致しまして9月29日、日曜日ではありますが、午後10時から開始しまして、作業にあたった業者の簡単な準備や迅速な対応によりまして、また利用者の方々のご協力も大きいと思っておりますが、数件の濁り水の発生に留めることができしております。

さて、当委員会に審査お願いいたします案件でございますが、まず市長の冒頭のあい

さつにもありましたとおり西仙北地域の半道寺簡易水道事業におきまして、11月11日に取水量が著しく減少し、揚水ポンプを引き上げ調査したところ、井戸内部に充填採石が入り込んでいたことから、ケーシング管が腐食し穴があいていると推察されました、現在はかろうじて利用取水量が確保されておりますが、このままでは井戸が閉塞し取水停止に陥る可能性が極めて高いと判断されることから、誠に急遽ではありましたが、取水井戸の更新工事に係る関連補正予算を追加提案させていただいた次第であります。また消費税法及び地方税法の一部改正に伴う議案第156号において、水道料金及び下水道使用料等の関連条例の改定をお願いするものであります。次に定期人事異動に伴い職員人件費の変更があったことから、それぞれの事業会計に補正予算措置をお願いするものであります。議案第163号は簡易水道事業、農業集落排水事業、公共下水道事業の各特別会計において、職員人件費が減額になったことから、一般会計からの繰り出しを変更するものであります。議案第168号から171号につきましても、各特別会計予算のうち、職員人件費の増減の補正をお願いするものであります。議案第174号につきましては上水道事業会計において同様の理由に寄りまして減額補正をお願いするものであります。

この後、担当課長が内容につきましてご説明申し上げますので、よろしくご審議の上の、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、ありがとうございました。それでは、早速、議案の審査に入りたいと思います。議案第150号、大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐藤喜八郎） それでは、議案第150号 大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

議案書の14、15ページをお願いいたします。本案につきましては、1点目は、大仙市住宅条例の住宅入居者の資格に関する規定のうち、引用している法律、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆる配偶者暴力防止法であります。の一部改正が行われ、従来からの入居できる対象者に加えて、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても対象とされる内容であり、市営住宅の入居者についてもこれを対象とするため、条例第6条第2項第8号中の、所要の文言の整理を行うものであります。なお、施行日は、平成26年1月3日とするものであります。

2点目は、消費税法等が改正され、平成26年4月1日から消費税率が3%引き上げられることから、増税分の3%を市営住宅の駐車場使用料に転嫁するものであります。なお、使用料の額の計算に当たっては、計算後の額10円未満の端数については切り捨てとしております。改定の額は、使用料に関する規定条例第47条の別表第3、15ページにありますけれども、3,000円につきましては、笑の口市営住宅の駐車場であります。これを3,080円に、他につきましては、1,300円を1,330円とするものであります。なお、施行日は、平成26年4月1日とするものであります。

以上、大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明申し上げますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） ただいま、当局より説明がございました、質疑のある方は、マイクにスイッチを入れてから、挙手してお願いいたします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 条例改正についてはいいとおもいますけれども、ちょっと関連でお聞きしたいんですけれども、これ市営住宅、笑口ばかりじゃなく、ほかの方の住宅もありますな、であれについての単価のなんというかな、消費税等々についてと、それからあの申し込みの方々に申し込みさせてるわけだしどもよ、その時の基準、たとえばあの所得によってとか、人数によってなどかというものがあると思えますけれども、そのあたりちょっとあの分かる方で結構ですので、教えてもらえばなと思います。でその基準の満たす選定方法についても一つお願いしたいと、こういうことだし。

○建築住宅課長（佐藤喜八郎） 最初の、外の住宅等のいわゆる、ほかの使用料の単価は消費税はどうなっているかというお話だったと思いますけれども、たとえば家賃、住宅使用料でありますけれども、この使用料につきましては、公営住宅法によって国の基礎額が示されております、市ではそれを採用してございまして、その使用料の中に含まれているのかなというふうに思っています、県内でも住宅の使用料については、消費税を転嫁する自治体は無いと聞いています、それから入居者の入居基準ということでもありますけれども、基本的には住宅に困っている方、それから所得につきましてはちょっとあの詳しい額につきましては担当の方から説明させていただきたいんですけれども、低所得者ということのようで、これがまず大きな基準となっています。それからあの、所得の件についてですけれども、一般に入る方ですけれども、これ所得月額が15万8千円以下というふうになっております、それから最

良階層世帯といまして、ふつうの中間的な高い方で、中間的なかたということで所得月額が21万4千円以下というふうになっております。以上です。

○委員（小松栄治） 分かりましたけども、最後に私質問したことがちょっとまだもれておったので、それを基準を選定する、複数がいた場合、どんな人達が確定して、人を選ぶのか、抽選だとか、まずよまずこれふる、例えばふるいにかけるべどもよ、最初は基準があつてよ、それなんとしてやるもんだ、そのあたりちょっと。

○建築住宅課長（佐藤喜八郎） いまあの、おっしゃいました条件で申し込みしていただくわけですけども、その後に困窮度というものをチェックしまして点数に表します、点数が多い方が、順番に入居の対象になるということですけども、同点の場合は抽選ということになっております。

○委員（小松栄治） なぜ聞いたということはしよ、たとえば今みたいに点数で表したと、例えば2つの家さ5人いだと同じかたで、んだども点数にちょっと差あると、そしてその人もまたせ、次の空いたときにまた申し込みしたと、その人また別の人がってやられると、その堂々巡りもあるようなので、そのあたりがどうやって対処するもんだべなと思ってしよ、おります、それが市民の人方のからのお話しがくるわけしよ、そのあたり。

○建築住宅課長（佐藤喜八郎） たしかにおっしゃられるますように、1回最初に申し込みして該当にならなくて、もう一回申し込む方も、ままいらっしゃいます、その場合に2回目以降、3回となりますとプラスの加点を加えることにしております。そういうことで何回も申し込む方には、それなりの配慮しているということです。

○委員長（千葉 健） 他に質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） はい、それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。



○委員長（千葉 健） 次に、議案第156号、建設部、上下水道部及び水道局に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。なお、所管関係部の内容を一括説明いただき、まとめて質疑、討論、採決を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

それではまず、当局の説明を求めます。はじめに、井関都市管理課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 都市管理課の井関です。座ったままでご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。議案第156号建設部、上下水道部及び水道局に係る消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、建設部に関わる条項についてご説明申し上げます。議案書では100ページから105ページ、及び118ページでございます。本案は消費税法及び地方消費税法の改正に伴い、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が、合わせて3%引き上げられることに伴い、建設部が所管する公共施設について、消費税率の増税分の3%を使用料等に転嫁するものであります。建設部に関わる条項は、第1条から第7条までになります、101ページをご覧ください、第1条は大仙市立太田緑地広場条例、第2条は大仙市公園条例、次に104ページでございます、第3条が大仙市駐車場条例の一部を改正する条例、次に105ページでございます、第4条は大仙市大曲駅前自転車駐車場条例、第5条は大仙市神岡農村広場施設の設置及び管理に関する条例、第6条は大仙市営住宅に併設する貸店舗に関する条例、第7条は大仙市大曲駅前第二地区都市再生住宅条例について、これら7本の条例に規定する公共施設の使用料、利用権との額を改定するものでございます。施行期日は平成26年4月1日から施行いたしますが、第1条大仙市立太田緑地広場条例、別表の規定、第2条大仙市公園条例、別表3の規定及び第5条大仙市神岡農村広場施設の設置及び管理に関する条例、別表の規定においては、公共施設の利用に関わる所用の経過措置を設けるものであります。なお、使用料の額の計算にあたっては、現在の使用料等の額に消費税増税分の3%を転嫁するものですが、計算後の額に10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てて処理しております。

以上議案第156号建設部、上下水道部及び水道局に係る消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、建設部に係る条項をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） 次に、足達課長の方からは、8条よりの説明だと思しますので、ひとつよろしくお願申し上げます。

○水道課長（足達 隆） 続きますして、議案第156号建設部、上下水道部及び水道局に係ります消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてのうち、上下水道部及び水道局に係る条例について、ご説明申し上げます。議案書は、引き続き105ページから118ページになります。

本案は、建設部と同様に、消費税法及び地方税法の一部が改正され、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が、合わせて3パーセント引き上げられることに伴い、上下水道部の簡易水道料金、農業集落排水、公共下水道及び戸別浄化槽の使用料、並びに水道局の水道料金を改定するため、関係条例の一部に関し所要の改正をお願いするものであります。お手元に配布しております、A3版・上下水-1、右肩に上下水-1とかいてあるものをご覧頂きたいと思っております。平成25年度第4回大仙市議会定例会・建設水道常任委員会資料、扉を開いていただきまして、1ページでございますが、大仙市簡易水道事業給水条例の新旧対照表でございます。水道料金の額に係る第27条に掲げる表の、基本料金、従量料金について、改定消費税率8パーセントを適用し、それぞれ、改正後の朱書きの額に改めるものでございます。なお、水道料金は、新・旧ともに内税方式として消費税を含む額としてございますが、これをより明確化するため、（1）基本料金及び（2）従量料金の後に、それぞれ「消費税及び地方消費税を含む。」の、文言を加えるものでございます。1枚めくっていただきまして、2ページは、附則において規定する、条例第27条に掲げます水道使用料を適用するまでの経過措置に係る新旧の料金表でございます。簡易水道料金につきましては、現在、統一に向けて段階的経過措置を講じながら料金改定を実施してございますが、これは、神岡、西仙北、協和及び南外地域に係る各地区簡易水道の新旧料金表でございまして、基本料金、従量料金について改定消費税率8パーセントを適用し、適用期間についてもそれぞれ改正後の朱書きに改めるものでございます。また、内税方式をより明確化するため、（1）基本料金及び（2）従量料金の後に、それぞれ「消費税及び地方消費税を含む。」の、文言を加えるものでございます。

次のページ、3ページでございます、これは2ページでご説明申し上げました、経過措置に係る中仙及び仙北地域の各地区簡易水道の新旧料金表でございまして、基本料金、従量料金について改定消費税率8パーセントを適用し、適用期間についてもそれぞれ改正後の朱書きに改め、（1）基本料金及び（2）従量料金の後に、それぞれ「消費税及び地方消費税を含む。」の、文言を加えるものであります。

施行の期日につきましては、平成26年4月1日とし、施行前から引き続き水道を使用している者にあつては、平成26年5月分の料金から適用するものでございます。

次に、4ページは、大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の新旧対照表でございます。使用料の額に係る、第15条中の「別表第2」の使用料について、水道使用水量による従量制使用料及び水道メーターを設置していない場合の世帯人数割りで算出する定額制使用料について、改正消費税率8パーセントを適用し、それぞれ改正後の朱書きに改めるものでございます。なお、新旧とも、使用料は内税方式として、消費税を含む額でございますが、より明確にするため、カッコ一月につき、のあとに「消費税及び地方消費税を含む。」の文言を加えるものでございます。

次のページ、5ページは、附則において規定する、別表第2の使用料を適用するまでの経過措置に係る料金表です。農業集落排水施設使用料も、水道料金と同様に現在統一に向け、段階的経過措置を講じながら料金改定を実施しておりまして、第3回改定として26年6月請求分から29年5月請求分までの使用料が、ページ左側のとおり現行条例に規定されてございます。この経過措置に係る料金表についても、消費税率改正に伴う改正を行うものでございますが、本来であれば、水道と同様に、5月に現行使用料金に対する税率8パーセント適用すべきでございますが、ひと月後に料金改定を迎えることから、2か月連続アップを避けるため、26年5月までは現行使用料とし、料金改定時期に併せて、6月から改正料金表を適用する、とするものでございます。

次に6ページは、大仙市下水道条例の新旧対照表でございます。使用料の額に係る、第15条中の「別表第1」の使用料について、従量制使用料及び定額制使用料について、改正消費税率を適用し、それぞれ改正後の朱書きに改めるものでございます。なお、消費税を含むことを明確にするため、カッコひと月につき、のあとに「消費税及び地方消費税を含む。」の文言を加えるものでございます。

次のページ、7ページは、附則において規定する、別表第1の使用料を適用するまでの経過措置に係る料金表でございます。下水道使用料も、段階的経過措置である第3回改定として、現行条例に規定されている、26年6月請求分から29年5月請求分の料金表について、消費税率改正に伴う改正を行うもので、料金改定時期に併せて、6月から改正料金表を適用する、とするものでございます。

次8ページは、大仙市戸別浄化槽の整備に関する条例の新旧対照表でございます。

本条例は、西仙北及び協和地域において実施している、市町村設置型合併浄化槽事業に係る条例で、使用料の額に係る、第10条中の「別表第2」の使用料について、改正消費税率を適用し、改正後の朱書きに改めるものでございます。なお、消費税を含むことを明確にするため、カッコひと月につき、のあとに「消費税及び地方消費税を含む。」の文言を加えるものであります。適用時期につきましては、現行条例において、大仙市戸別浄化槽に係る料金改定の経過措置が、26年5月で終了となることから、26年6月から改正後の別表第2の料金表が適用となるものでございます。

次に、9ページでございますが、大仙市水道給水条例の新旧対照表でございます。水道料金の額に係る第26条に掲げる表の、基本料金、従量料金について、改定消費税率8パーセントを適用し、それぞれ、改正後の朱書きの額に改めるものでございます。なお、水道料金は、新・旧ともに内税方式として消費税を含む額でございますが、これをより明確化するため、(1)基本料金及び(2)従量料金の後に、それぞれ「消費税及び地方消費税を含む。」の、文言を加えるものでございます。

施行の期日につきましては、平成26年4月1日とし、施行日前から引き続き水道を使用している者にとっては、平成26年5月分の料金から適用するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○**委員長（千葉 健）** ただいま、当局より税法改正に伴う条例改正案についての説明がございました、これに関しての質疑を承ります。質疑ございませんか。はい、渡邊委員。

○**委員（渡邊秀俊）** あのしよ、料金改定はあの、あれなんだども、おれちょっと分かねしてあれだども、下水道料金、水道料金、仙北地域、その他の地域、料金違うね、これ基本的になんで違うんだ、工事費の関係だか、なしてだ、同じ水飲んで、片方は高くて、片方は安いと、値段たとえばかなり、簡易水道でも、かなり地区さお金かかっても、安いところもあるし、高いところもある、その料金の差額の設定はどういう理由だかという。

○**水道課長（足達 隆）** 最終的な簡易水道料につきましては、あの27条に掲げた改正表によるものとしておりますが、たとえば神岡地域、西仙北地域、協和地域、南外地域にあつては、その改定料金、もともとの改正前の料金がこれに近い料金だったため、あのそういうグループ分けをして、段階的に経過措置を講ずるというふ

うなことにしております。ただし、中仙と仙北地域にあつては、それよりかなり安い水準に水道料金を設定されておまして、西仙北地域等の、いわゆる西部地域等と一緒に上げるということであれば、かなり地域、住民の皆さんの負担が急激になりますので、いうふうな配慮をしながら、中仙と仙北地域にあつては、そういうふうなことを一段階、加えて処置したというふうにご理解いただければと存じます。

○次長兼下水道課長（岩谷友一郎） 下水道使用料につきましても、段階的改定を行っておりますけれども、20年度に第1回、第2回の平成23年11月からの第2回の改定の際に、第2回第3回までの料金について議会の議決をいただいております、簡易水道と同じように地域的に条件が違いまして、仙北地域につきましては、下水道の受益者分担金、これが他の地域よりもかなり高額であることから、地域から仙北地域の受益者のかたから料金改定についての要請がされていたところですが、まああまり上げないでくださいという要請でありましたけれども、最終的に統一に向けての改定でしたので、ただし、仙北地域の事情に配慮しまして、3回で統一すべきところを仙北地域につきましては、4回目で全部揃うというような、段階的経過措置を講じておりますので、その中間期におきましては、若干、他地域と異なる料金設定となっております。今回は第3回改定が経過措置かかる最後の料金表でしたので、これのみを載せておりますので、あの違いが出ているような感じでありましてけれども、以上な事情によって地域毎に若干違っているものであります。

○委員（渡邊秀俊） そうするとあの、下水道の、下水の方も上水の方も、最終的にはみな大仙市内、統一料金なるということだしな。

○次長兼下水道課長（岩谷友一郎） 基本的には下水道については、そのとおりです。ただしあの大曲地域の農集については、設定の時の際に、これは旧大曲市で設定したものでございますけれども、農集の定額制の部分についてのみ、その経費を考慮した設定の仕方ということで、現在は現在のその段階的改定の中では大曲地域の農集だけが、違ってございます。ただし、これも将来的には統一に向けて改定しなければならぬというふうにご考えております。

○委員（渡邊秀俊） 予定としては、予定としては何年頃のことだしな。

○次長兼下水道課長（岩谷友一郎） あの下水道使用料につきましては、29年度に仙北も、先程言いました最終改定料金表を適用することになりますので、大曲の農集を除く地域につきましては、すべて統一されることになります。大曲の農集の違いにつきましては、それまでの間に検討しながら、少しずつですか、それとも29年度以降に、それはまだ決定してございませんけれども、いずれ改定しなければな

らないと思いますけれども、時期については今のところ決まっています。

○委員（渡邊秀俊） 簡易水道も予定は29年、27年でねけが。

○水道課長（足達 隆） 最終的には先程申し上げました、中仙地区、仙北地域が31年の3月までとなつてございますので、31年の4月から統一したいというふなこととなつてございます。

○委員（小松栄治） 関連ですけれども、簡易水道、上水道、それなりに違うんですけども、それなりの旧の経営状態によって、一般の単価が違うわけしな、それはそれでしょうがないと思いますけれども、いずれにいたしましても、それも統一する、しなければならぬと同じ市民ですのでね、そのあたりもたぶんあのこの水道、簡易水道、その委員会等々で協議なされておられるもんなのか、ましてこのとおりあの簡易水道もかなりの水道管の延長で、工事やるじきも、一般会計からの持ち出しがかなりなつたわけなんだし、しかも受益者だけでの料金だけで経営すると言つても、これは難しいということでしたので、ただ、上げるばかりじゃなく、なし、統一するときには同じ水を飲んで、市民ではございます、そこをきちつと把握しながら料金も下げる必要があると、なんでもかんでもみなこれ上げるようであれば、このとおりあのサラリーマンも一般のたとえば労働者も賃金が上がらない状態でございます、そういうのを鑑みしながら設定しなければならぬんじゃないかなと、こう思つておりますので、そのあたりも、どうかこのあとのやるときには、お話ししてくださいなと、思つております。以上です。要望です。

○委員長（千葉 健） はい、暫時休憩。

---

10：39 休 憩

10：40 再 開

---

○委員長（千葉 健） 質疑を再開いたします。質疑ございませんですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） はい、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉 健) 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長(千葉 健) 次に、議案第160号、大曲駅東駐車場等の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。井関都市管理課長。

○都市管理課長(井関由紀夫) 議案第160号大曲駅東駐車場等の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。議案書の122ページをご覧ください。併せまして資料の指定管理者候補団体の申請書類、こちらの32ページからと、それから参考資料の都市一1の表紙をめぐっていただいて、1ページには位置図と建物等の写真を載せてございますので、一緒にご覧いただきたいと思っております。それでは、議案書に基づきましてご説明申し上げます。本議案は大曲駅東駐車場、大曲駅前自転車駐車場及び大曲駅東自転車駐車場の指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第5項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。現在の指定管理はねむのき駐車場も合わせまして、4施設で指定管理していただいておりますが、ねむのき駐車場につきましては、平成26年度より新病院の供用に合わせまして、秋田県厚生連に貸与いたすこととなったことから、ねむのき駐車場以外の3施設を指定管理いたすものでございます。内容につきましてご説明申し上げます。議案書の122ページでご説明いたします。1. 甲の施設の名称及び所在地につきましては、3施設ございますけれども、1番目の施設は大曲駅東駐車場で、所在地は大仙市大花町103番6です。施設の概要は敷地面積約8,400㎡、うち駐車場部分は2,100㎡、平面の自走式駐車場で駐車台数は普通車が84台、身障者用2台、駐車料金は1時間100円となっております。次に2番目の施設は、大曲駅前自転車駐車場で、所在は大仙市大曲通町6番17号、施設の概要は鉄骨の2階建てが2棟、収容台数は2棟合わせて692台、次に3番目の施設は、大曲駅東自転車駐車場で、所在は大仙市大花町12番4-1号です、施設の概要は、鉄骨の2階建て1棟、収容台数は301台です、次に2の指定管理者となります団体名称及び所在地ですが、団体名はテルウェル東日本株式会社で、所在は東京都渋谷区でございます。テルウェル東日本株式会社はNTTグループの会社で、

グループ各社の福利厚生を担当しながら、多岐に渡る業務を展開しておられるようで、最近では指定管理者制度による公共施設運営に力を入れているようです、詳しくは指定管理者候補団体の申請書類の33ページ以降をご覧くださいと思います。次に3指定の期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3ヶ年とするものであります。指定管理するにあたり、指定管理者を公募いたしたところ、テルウェル東日本株式会社ほか1社からの応募がありました。選定にあたり、諮問機関である指定管理者選定委員会において、各社の事業計画を慎重に審査していただき、また、2社から直接事業計画について説明いただいております、選定委員会で審査していただいたところテルウェル東日本株式会社の評価が高く、その答申をうけ、選定いたしたところでございます。

以上、議案第160号大曲駅東駐車場等の指定管理者の指定につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました、これより質疑を承ります。質疑のある方は、お願いいたします。はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） これよ、指定管理料なんぼ。
- 都市管理課長（井関由紀夫） この施設につきましては、使用料の方が指定管理料より上回っております、納付金、お金の方納めていただいております。その金額につきましては、テルウェル東日本株式会社の事業計画によりますと、平成26年、おおよそ180万円ほど、3ヶ年で550万ほど納付といったこととでございます。
- 委員（本間輝男） それ納付先、大仙市だが。
- 都市管理課長（井関由紀夫） はい。
- 委員（本間輝男） 要はこれ、この会社は儲かることだしべ。
- 都市管理課長（井関由紀夫） 会社の方の利潤も中に含まれております。
- 委員（本間輝男） 結局よ、私申し上げたいのはよ、公募制で2社しかねがったと、そこまでえんだよな、でも実際検証してみれば、もっと利益でる可能性もあるあだしべ、ま言い方悪いけども、あんたがたにしてみれば検証してみれば、2社しかねがら、1社はまずふられたと、なるほど従来通り示してきたという流れだとおもうんだけど、実際この中身については、どの程度検証して、ま160万だか入るって言うんだから、あいいなと言うぐれの話だしべ、実際、他の会社やれば300万入るかもしれねんでねがという意味だ。



○都市管理課長（井関由紀夫） 指定管理、公募での指定管理する以前から開発公社で指定管理をしていただいております、その当時からの収入等も全部、比較いたしまして、妥当な金額ということで考えておりますし、また、あの選定にあたっては、この納付金の額だけで選定した訳ではなくて、事業計画を審査いたしまして、選定いたしましたところでございます。

○委員（本間輝男） くどくて申し訳ね、ま答弁としてはそうだと思うんだけど、私言わんとするのは、ま収入として入ってくる非常においしい物件だわけだしよ、なし、それに対してあんた方も検証してで、開発公社時代からこのぐれ入ってくるというのは、ある程度見込みついてるんだしよ、なし、そこそこでいいんだでども、やっぱり、あんた方の給料下げられてまでも大仙の財政がきつい中で、やっぱりもっと収入あげるためには何とするかということを考えてとすれば、やっぱり検証しておく時期でねがったがなという意味だ。たとえば、他の会社であれば、わたしの方は300万の収入あげますよというような会社はねがったという意味だべ。そう答弁せばいいんだよ、ほんとといえば悪りども、これ以上あげる会社はありませんでしたと、んだからこれで私は最良だというふうに解釈してもえしよ。

○都市管理課長（井関由紀夫） はい。

○委員（本間輝男） わかった、せばえ。おわります。

○委員長（千葉 健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） あの今のえじで、管理人て、前はねむの木はどこさ、一人だかいだったども、こんどねむの木がそっちさ移ると厚生連の方さ分かるでも、せばこの3つの内で、どこさ管理人て、どこさいる。なも管理人、管理人だど、どこさ設けてる管理室つか、設けるんだか。

○都市管理課長（井関由紀夫） 大曲駅の東口のところに、管理人室ございます。あの自由通路がございまして、エレベータ降りたところに管理人室ございますので、そちらのほうに管理人が駐在するようになります。

○委員（佐藤隆盛） これは時間は管理人は時間は何時から何時頃までていつてるもんだ。

○都市管理課長（井関由紀夫） テルウェルの事業計画書によりますと、朝の7時から午後の3時までということで計画がございまして。

○委員（佐藤隆盛） あと自転車なんては、あと自由に、それ以降は自由だな、自由つか、あと管理人さいね中で、ごめんなそんなことよく分からねべた。

○都市管理課長（井関由紀夫） 管理人につきましては、駅東口の管理人室におりま

すけれども、テレビカメラを設置いたしまして、自転車駐車場の方につきましては、テレビカメラで監視しながら、またインターホーンも設置して、何かあれば対応できるような仕掛けをするということで賜っております。

○委員長（千葉 健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） これお願いだもしよ、2社の、今本間さんのに関連します、2社の指定管理を受ける、テルウェルの他にもう1社だしな、その管理委員会のま精査した委員会あるしな、なし、それでしよ、その評価点数、それを書類で我々さあの配付してけれじゃ、な、こっちとこっちとなんとして点数でしえ、こっちの方がなつたと、これ我々今まで出してもらってらつたしもの、ここの委員会では別だべだもしよ、そうでなければ比較することできねしもの我々、あんだからの口頭だけでなばしよ、分からねしもの、そういうことだ。

○都市管理課長（井関由紀夫） 点数、各社の点数につきましては、ちょっと総務課の総務の方と相談させていただきまして、資料として提供できるかどうか、ちょっと。

○委員（小松栄治） 今まで提供していただいてらつたしよ、ほとんど、それで我々はなるほどなど、こっちの方がえんだなど、こういうことで納得してらつたしもの。あんたの話を信用するわけでねども、疑うわけでねどもよ、なし、簡単なことだと思えます。

○委員長（千葉 健） 暫時休憩。

---

10：54 休 憩

10：58 再 開

---

○委員長（千葉 健） 会議を再開いたします、ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） では、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉 健) 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長(千葉 健) 次に、議案第161号、南外ふれあいパークの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。井関都市管理課長。

○都市管理課長(井関由紀夫) 議案第161号南外ふれあいパークの指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。議案書の123ページをご覧ください、併せまして資料の指定管理者候補団体の申請書の写しの方は17ページからでございます。参考資料の都市一1の2ページには位置を示してございますので、一緒にご覧頂きますようお願いいたします。本議案は南外ふれあいパークの指定管理者をしようすることにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。大仙市での公園の管理形態につきましては、直営での管理、一括管理委託、指定管理などで行っておりますけれども、当南外ふれあいパークにつきましては、南外体育館、南外山村広場等のスポーツ施設に隣接しておりますので、それらと一帯として指定管理の方がより効率的に管理できるものと判断しております。南外ふれあいパークは、議案第159号で議決をお願いしている南外体育館や南外山村運動場等のスポーツ施設等と合わせて、南外地域スポーツ施設及び関連施設として一帯として、一帯管理していただくものでございます。内容につきましてご説明申し上げます。議案書の123ページでご説明いたします、1、公の施設の名称及び所在につきましては、名称は南外ふれあいパークで、所在は大仙市南外字梨木田、小出、大畑地内でございます。施設の概要は敷地面積約12ha、ゲートボール場4面、24ホールのグラウンドゴルフが行えるふれあい広場、四阿3棟、トイレ棟が2棟、花壇、果樹園及び駐車場2箇所でございます。次に指定管理者となる団体の名称及び所在ですが、団体名は厚生ビル管理会社、所在は秋田市保戸野すわ町6番16号です。厚生ビル管理株式会社は県内の数多くの病院での清掃業務、設備管理業務などを手がけておるようで、指定管理者制度による施設運営も行っております、当施設では2回目の指定でございます。当市においては、外に南外ふるさと館と南外民俗資料交流館の指定管理を行っております。詳しくは指定管理者候補団体の申請書類写しの17ページ以降をご覧ください。次に3、指定の期間につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とするもの

でございます。指定管理するにあたり公募いたしましたところ、現指定管理者の厚生ビル管理株式会社外1社から応募がございました、選定に当たりまして諮問機関である指定管理者選定委員会において各社の事業計画を審査していただき、した2社から直接、事業計画について説明していただいております。選定委員会で審査していただいたところ、厚生ビル管理株式会社の評価が高く、その答申をうけ、選定いたしましたものでございます。

以上、議案第161号南外ふれあいパークの指定管理者の指定につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員（千葉 健） はい、当局の説明が終了いたしました。これより質疑を承ります。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 質疑が無いようですので、質疑は終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

15分まで、暫時休憩いたします。

---

11：04 休 憩

11：12 再 開

---

○委員長（千葉 健） それでは皆さんお揃いのようなので、再開したいと思います。

議案第163号平成25年度大仙市一般会計補正予算についてを議題といたします。

なお、所管関係課の内容を一括説明いただき、まとめて質疑、討論、採決を行いたいと思いますので、ご協力お願いします。

それでは、当局の説明を求めます、はじめに進藤道路河川課長。

○道路河川課長（進藤孝雄） それでは、議案第163号平成25年度大仙市一般会計

補正予算（第5号）の内、道路河川課所管分について、ご説明申し上げます。

歳出についてご説明申し上げますので、資料No.2、補正予算書の事項別明細書は21ページ、資料No.2-1事業説明書は12ページをお開き願います。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費10事業 道路維持管理費は、2,527万円の補正をお願いし、補正後の額を3億2,069万3千円とするものであります。内訳であります、11節 需用費は、電気料として1,527万円の補正をお願いするものであります。これは、事業説明書に記載のとおり、東北電力株式会社の電気料金単価等の改定及び変動によるところが大きく、そのため全市の街路灯11,039基分や、市道地下道に設置されております排水ポンプ24基分の稼働増に伴う使用電力の増によるものであります。また、10月19日に開通した市道中通線アンダーパス等の新設道路照明設備等に要する経費として、補正をお願いするものであります。お手元にお配りしております、資料「道路-1」により電気料の改定・変動等について内容を説明させていただきますので、1ページ目をお開き願います。補正理由としては、大きく分けまして三点ほどございます。一つ目としては、東北電力株式会社の電気料金単価改定及び各種賦課金等の変動によるものであります。二つ目として、降雨時における地下道排水ポンプ稼働時間の増加によるものであります。三つ目として、今年10月19日開通いたしました市道中通線JRアンダーパス等の新設電気設備の増加によるものであります。

一つ目の東北電力株式会社の電気料金単価改定及び各賦課金の変動についてご説明申し上げます。平成25年9月に一般家庭用電気料金単価は平均8.94%の上昇とされておりますが、電気料金単価改正後、公衆用街路灯の電気料金支払い金額は、全体で25%の上昇となっております。その電気料金請求額の構成は、電気料金単価に燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金並びに太陽光発電促進賦課金が加算された構成となっております。詳細であります、平成25年9月に改定された電気料金単価は15%の上昇であります。燃料費調整額であります、現在停止しております原子力発電に代わり、発電施設は火力発電が主流となっております。その火力発電に必要な原油価格の変動により、燃料費調整額分は前年度比の、11.2倍となっております、今後につきましても、これにつきましては毎月の変動とされてございます。再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーにより発電された電気の買取に要した費用を電気利用者が使用量に応じて負担するもので、今年4月より前年比の1.59倍となっております。再生可能エネルギー発電は、太陽光、火力、水力、地熱、バイオマスで行われてございます。太陽

光発電促進賦課金は、家庭用太陽光発電設備で作られた電気のうち、使い切れずに余った電気の買取に要した費用を電気利用者が使用量に応じて負担するもので、こちらにつきましてはこの度の上昇はございませんでした。

次に、二つ目の降雨期の市道地下道排水ポンプ稼働時間の大幅増について、ご説明申し上げます。今年度は例年と比較し、降雨量が増加しており、それに伴い地下道排水ポンプの稼働時間が増加してございます。また、通常降雨時には1台の稼働で対応出来ますが、ゲリラ豪雨の増加によりまして2台目・3台目が稼働する状態であり、稼働実績は前年比の1.3倍となっております。排水ポンプの電気料金は従量制であり使用時間の増加に伴い、電気料金が増加することになります。

次に、三つ目の市道中通線 JR アンダーパス等の新設電気設備の増加について、ご説明申し上げます。土地区画整理事業の中通線 JR アンダーパス関連に新設された、街路灯全48基および地下排水ポンプ3基並びに冠水表示板1基に要する電気料と、市街地再開発事業・仙北組合病院関連道路整備に新設されました街路灯11基に要する電気料の追加でございます。以上の理由により電気料金の補正をお願いするものであります。

補正予算書21ページに戻ります。各地域の市道維持修繕料は、道路陥没箇所や突発的な補修に要する経費として、11節需用費の修繕料は500万円を、維持修繕に際し必要となる重機等の借上げに要する経費として14節使用料及び賃借料は300万円を、また、穴埋め用簡易舗装合材等を購入する経費として、16節原材料費は200万円の補正をお願いするものであります。電気料以外の道路維持修繕に関する予算総額1千万円は、一括して道路河川課に計上し、各支所の道路状況や補修状況に応じて今後配分する予定としてございます。なお、道路維持管理体制の強化を図るため、これまでよりパトロールの頻度を上げ舗装破損箇所の把握および修繕に取り組んでおります。一例を挙げますと、道路河川課では通常週1、2回、2班体制でのパトロールをしていたものを、月曜日と金曜日を基本とした週2回3班体制で実施し、必要に応じた修繕を実施しており、使用した簡易合材は11月から12月10日まで220袋、283箇所が補修されてございます。各支所につきましても、曜日不定ではございますが週1、2回を基本としたパトロールを実施し、補修に取り組んでございます。更に、通年にわたる各種情報把握を図るため、職員内の情報掲示板を活用し、通勤過程及び日常生活で発見した道路不具合箇所の情報提供を全職員へ依頼しており、これまで44件の情報をいただき対応しており、今後も継続して参りたいと考えてございます。

以上、議案第163号 平成25年度大仙市一般会計補正予算（第5号）の内、道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、ありがとうございます、次に井関都市管理課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 議案第163号、道路河川課に引き続き都市管理課所管分につきまして、ご説明申し上げます。説明点は3点ございます。まず第1点目でございます、債務負担行為の補正でございます、補正予算書の5ページ、第2表債務負担行為補正をご覧ください。債務負担行為の補正の内、都市管理課が所管する公園について、議案第161号でご説明いたしました指定管理者の指定に伴い、指定期間平成26年度から平成30年度までの5年間における指定管理料の限度額を定めるものでございます。第2表中、上から2段目南外ふれあいパークの指定管理料は1,194万2千円を限度額として、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。次に2点目でございますけれども、大曲駅東駐車場の備品購入についてでございます、補正予算書の21ページをご覧ください。8款3項1目17事業、大曲駅東駐車場管理運営費であります、18節備品購入費に新たに199万5千円の補正をお願いいたすものでございます、購入する機器は、自動料金精算機1台、駐車券発券機1台及び関連機器一式でございます、大曲駅東駐車場は、平成9年に開設いたしました、当初M社製の駐車機器を設置しておりましたが、年数を経るに従いまして故障が多くなってきたところではありますが、平成23年度から指定管理者制度を導入しておりますが、指定管理者から故障が多いということで、自社費用での機器交換の申し出があり、これを承認しておりました。このたび平成26年度から指定管理者が変更になることを前提として、新たな駐車場機器を設置することといたしました、現指定管理者は、現在、一緒に指定管理しているねむのき駐車場におきまして、自社所有の駐車場機器を設置しておりますので、その駐車場機器を購入いたすものでございます。この機器は平成23年に新品で設置された機器で、2年ほど使用しているもの、購入時には機器移設の費用も生まれます、なお、ねむのき駐車場には厚生連が新たに設置すると伺っております。次に最後の3点目でございます。土地区画整理事業特別会計繰出金についてであります。8款3項1目90事業、土地区画整理事業特別会計繰出金は、999万4千円を減額し、補正後の予算額を9億1,930万8千円とするものであります。今回の補正予算は人件費に伴う土地区画整理事業特別会計への繰出金の減額補正で、詳しくは議案第166号平成25年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）にてご説明申し上げます。

以上、都市管理課所管分の一般会計の補正につきまして、ご説明申し上げましたが、

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、ありがとうございます、次に佐藤建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐藤喜八郎） 続きまして、同じく大仙市一般会計補正予算（第5号）の建築住宅課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

資料No.2補正予算書の事項別明細書21ページをお願いいたします。8款4項1目住宅管理費20事業 住宅リフォーム支援事業につきましては、531万2千円を増額し、補正後の額を6,540万2千円とするものであります。この内容につきましては、資料No.2-1の主な事業説明書によりまして説明申し上げたいと思っておりますので、13ページをお願いいたします。事業名、住宅リフォーム支援事業費、補正前の額が6,009万円に対しまして、531万2千円の補正額、補正後の額を6,540万2千円とするものであります。事業の目的といたしまして、リフォームを行う市民に対して、財政的支援を行い、居住環境の向上と、市内住宅関連業の活性化及び雇用の創出を図るものであります。事業の目標は、当初400件の申し込みを予定しておりましたが、現在の状況と昨年度の実績を参考に、最終申込み件数を416件と予想して、今年の平均補助額を勘案して算定しております。事業の概要は、リフォーム工事全体工事費が、30万円以上、推進する対象工事が全体の2分の1以上を占める事が条件になっております。推進する対象工事は、排水の改良等工事、省エネ工事、バリアフリー工事、耐震化工事、の4つであります。補助金の交付要件として、大仙市の住民で実際に住んでいる事、市税の滞納が無いこと、工事が市内業者である事などであります。補助金の額は10%で、工事費の10%で、上限20万円であります。これまでの成果と今後の方向についてであります。実績として表に記載のとおりであります。平成24年度までは毎年450件以上の申し込み実績と、これは全体工事費では10億円以上に上り、市民のニーズは相変わらず高いものでありますとともに、市内住宅関連業の活性化につながっているものと思っております。なお、財源の内訳は一般財源となっております。

以上、補正予算の建築住宅課所管分につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） 次に、足達水道課長。

○水道課長（足達 隆） 続きまして、議案第163号平成25年度大仙市一般会計補正予算（第5号）のうち、上下水道部水道課に係る補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

同じく、補正予算書の17ページをお開き願います。今回の補正は、4款・衛生



費・3項・簡易水道費にかかる簡易水道事業特別会計への繰出金の減額補正でございます。90事業、簡易水道事業特別会計繰出金は、大仙市簡易水道事業特別会計におきまして、定期人事異動により職員人件費が減額になることから、一般会計からの繰出金を194万2千円減額し、補正後の予算額を5億163万1千円とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、次に岩谷次長。

○次長兼下水道課長（岩谷友一郎） それでは、議案第163号・平成25年度大仙市一般会計補正予算（第5号）の内、下水道課所管分につきましてご説明申し上げます。

引き続き12月補正予算書19ページをお願いいたします。今回の補正は、いずれも人事異動等による職員人件費の補正に伴うもので、人件費を計上している特別会計への繰出金の補正であります。最初に、19ページ・6款・農林水産業費・1項・5目・90事業・農業集落排水事業特別会計繰出金は、人事異動等による職員人件費の補正に伴い、217万8千円を減額補正し、補正後の予算額を8億3,196万4千円とするものであります。

次に21ページになります。8款・土木費・6項・1目・90事業・公共下水道事業特別会計繰出金は、人事異動等による職員人件費の補正に伴い、176万円を減額補正し、補正後の予算額を7億6,035万7千円とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、以上で当局の説明が終了いたしました、これより質疑を承ります。質疑のある方はお願いいたします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 一つだけしよ、お願いしますけども、職員の異動で減額なつたと、そのことですけども、これ、各部で課でどこへ何人ぐれ行ったか、名前はいらねどもしよ、それぐれ教えてもらえばな、と思います。以上お願いします。

○委員長（千葉 健） 暫時休憩。

---

11：31 休 憩

11：32 再 開

---

○委員長（千葉 健） 休憩を解きます。

○次長兼下水道課長（岩谷友一郎） 下水道課所管分につきまして、今の質問につきましてお答えしたいと思います。それぞれあの特別会計、公共下水道、特定環境保全公共下水道、それから農業集落排水の3つの特別会計に人件費を計上しておりますが、これはあの総務の人事担当の方で、当初予算につきましては、人事を、どの職員をどの会計になっているかというのは、決定するわけですけれども、たとえば当初、役職、例えば下水道課であれば、私、課長から技師までいるわけですけれども、例えば当初、課長1名、副主幹1名、主査4名、それから主任2名、技師0とか、そういうものを、これ2月に、までに編成して3月議会で当初予算計上しますけれども、人事異動はその後に3月に定期人事異動で4月1日からになりますので、実際にあの当初予算編成時の、今言った役職名の編成が、実際のその定期人事異動等によって、動くということで、実際にはそれが変わってるということで、ま機構改革的に人数も変わる場合もありますけれども、多くはその給料の違いの職員が実際に割りあたったときの額が当初編成時との違いが、このような形で出てくるということでもあります。

○委員（小松栄治） はい、わかりました、あと、詳しいことは、後で聞きます。あの例えば人事異動だけで済んでるものなのかなと思ったりしてよ、そんな関係でしょ、ほかからも来てるのかな、こういうことでしょ、単純なことだどもしな。後でお聞きします、よろしくお願いします。

○委員長（千葉 健） はい、ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） はい、質疑うち切ります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（千葉 健） 次に、議案第166号、平成25年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。山本次長。

○次長兼土地区画整理事務所長（山本伸夫） 議案第166号平成25年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の55ページをお願いします。今回の補正は、管理職手当のカット及び人事異動等に伴う土地区画整理事業特別会計に係る人件費について補正をお願いするものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ999万4千円を減額し、補正後の予算総額を22億7,864万5千円とするものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により、ご説明いたします。60ページになります。60ページをお願いします。歳入4款繰入金は、一般会計繰入金として、999万4千円の減額補正であります。歳出1款事業費は、管理職手当のカットや共済組合負担金率改正による減額のほか、職員数が12名から11名に1名減員になったことなどに係る職員人件費として、999万4千円の減額補正であります。内訳といたしまして、2節給料は445万8千円、3節職員手当等は258万円、4節共済費は295万6千円、それぞれ減額補正であります。

以上、議案第166号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました、これより質疑を承ります。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） はい、質疑うち切ります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（千葉 健） 次に、議案第168号、平成25年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。足達水道課長。

○水道課長（足達 隆） 議案第168号平成25年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

資料No.2、補正予算書の75ページをお開き願います。今回の補正は、定期人事異動に伴う職員人件費にかかる減額補正でありまして、歳入・歳出予算の総額からそれぞれ191万9千円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ10億7,935万5千円とするものでございます。

事項別明細書の歳入から順にご説明申し上げます。80ページをお願いいたします。6款・繰入金・1項・1目・一般会計繰入金は、194万2千円の減額補正でございます。7款・繰越金・1項・1目・繰越金は、前年度繰越金として2万3千円の補正でございます。81ページになります。歳出、1款・総務費は、191万9千円を減額補正し、補正後の予算額を2億4,558万6千円とするものでございます。内訳といたしまして、1項・1目9事業、職員人件費は、給料60万円、職員手当等76万3千円、共済費55万6千円の、合わせて191万9千円の減額補正でございます。次のページ、82ページをお願いいたします。3款・公債費・1項・1目90事業 長期債元金償還金は財源の振替でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、これまた減額補正の説明でございます、説明が終わりましたので、これより質疑を承ります。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（千葉 健） 次に、議案第169号平成25年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算から議案第171号平成25年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算までの3件は、下水道課が所管し、すべて職員人件費のみの補正予算であり、関連がありますので、会議規則第96条の規定により、一括議題としますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本3件を、一括議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます、岩谷次長。

○次長兼下水道課長（岩谷友一郎） それでは下水道課に係る議案第169号、議案第170号及び議案第171号の3議案につきましては、いずれも職員人件費に係る補正であり、一括してご説明申し上げます。

引き続き、12月補正予算書の85ページをお願いいたします。

はじめに、議案第169号平成25年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、人事異動、昇給制度改正、管理職手当カット及び共済組合負担率改正等に伴う職員人件費の補正で、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ174万2千円を減額し、予算総額をそれぞれ17億3,745万9千円とするものであります。90ページをお願いいたします。歳入・4款・繰入金は一般会計繰入金として176万円の減額補正であります。5款・繰越金は、前年度繰越金として1万8千円の補正であります。91ページ、歳出になります。1款・総務費・9事業・職員人件費は、人事異動等に伴い、給料、職員手当等及び共済費、合わせて119万1千円の減額補正であります。次に92ページ、2款・事業費・9事業・職員人件費は、同じく人事異動等に伴い、給料、職員手当等及び共済費、合わせて55万1千円の減額補正であります。

以上、1款・総務費及び2款・事業費にそれぞれ計上しております職員人件費の全体額につきましては、89ページ総括表をご覧ください。補正内容の比較増減としまして、職員数は変わらず、給料69万8千円の減、職員手当等31万2千円の減、共済費73万2千円の減で、合計は174万2千円の減額補正となっております。

次に、95ページをお願いいたします。議案第170号・平成25年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

す。今回の補正は、人事異動及び共済組合負担率改正等に伴う職員人件費の補正で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万2千円を追加し、予算総額をそれぞれ7億6,134万5千円とするものであります。100ページをお願いいたします。歳入・5款・繰越金は、前年度繰越金として10万2千円の補正であります。101ページ、歳出になります。1款・総務費・9事業・職員人件費は、人事異動等に伴い、給料及び共済費、合わせて6万4千円の補正であります。次に92ページ、2款・事業費・9事業・職員人件費は、人事異動等に伴い、共済費、3万8千円の補正であります。103ページ総括表は、1款・総務費及び2款・事業費に計上の職員人件費の全体額として、職員数は変わらず、給料1千円の減、共済費10万3千円の増で、合計10万2千円の補正となっております。

次に、105ページをお願いいたします。議案第171号・平成25年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、人事異動及び共済組合負担率改正等に伴う職員人件費の補正で、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ217万8千円を減額し、予算総額をそれぞれ12億4,074万円とするものであります。110ページをお願いいたします。歳入・5款・繰入金は、一般会計繰入金として217万8千円の減額補正であります。111ページ、歳出になります。1款・総務費・9事業・職員人件費は、人事異動等に伴い、給料、職員手当等及び共済費、合わせて305万3千円の減額補正であります。次に112ページ、2款・事業費・9事業・職員人件費は、人事異動等に伴い、給料、職員手当等及び共済費に係る当初との差額、合わせて87万5千円の補正であります。113ページ総括表は、1款・総務費及び2款・事業費に計上の職員人件費の全体額として、職員数は変わらず、給料168万1千円の減、職員手当等59万3千円の増、共済費109万円の減で、合計は217万8千円の補正となっております。

以上、議案第169号、議案170号及び議案第171号の3議案につきまして、一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、この3件はいずれも減額補正の説明でございました、これにお対しての質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉 健) 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本3件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉 健) 異議なしと認め、本3件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長(千葉 健) 次に、議案第174号平成25年度大仙市上水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

当局の説明を求めます、足達課長。

○上水道課長(足達 隆) 議案第174号平成25年度大仙市上水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

引き続き、補正予算書の131ページをお願いいたします。今回の補正は、収益的支出における定期人事異動等に伴う職員人件費の減額補正でございます。第2条につきましては、平成25年度大仙市上水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出予定額の内、第1款・第1項・営業費用の予定額6億956万7千円から421万4千円を減額補正し、その計を6億535万3千円とし、支出の総額を6億9,389万8千円とするものでございます。第3条につきましては、平成25年度大仙市上水道事業会計予算、第7条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の、職員給与費から421万4千円を減額し、1億4,959万5千円とするものでございます。

次のページ、132ページをお願いいたします。附属資料の実施計画書でご説明申し上げます。1款・上水道事業費用・1項・営業費用1目原水及び浄水費は、職員2名分の給与費として70万9千円の減額補正。2目配水及び給水費は、職員3名分の給与費として32万6千円の減額補正。3目業務及び総係費は、職員14名分の給与費として317万9千円の減額補正でございます。

134ページの給与費明細書をお願いいたします。下段になります。第3条の減額補正予定額421万4千円の減額の内訳でございまして、職員19名分の、給料が200万4千円の減額、期末・勤勉・扶養手当等が49万1千円の減額、法定福利費が171万9千円の減額でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い



願ひ申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました、これより質疑を行います。  
質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決  
しました。

---

○委員長（千葉 健） 次に、議案第175号、平成25年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。足達水道課長。

○水道課長（足達 隆） 議案第175号平成25年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

資料No.4、補正予算書、12月追加補正の1ページをお開き願います。今回の補正につきましては、西仙北地域、半道寺地区簡易水道の取水井戸のケーシング腐食等による取水停止の危険性を早急に解消し、今後の水道水の安定供給を継続する対策として実施いたします取水井戸更新工事に伴う補正でありまして、歳入・歳出予算の総額それぞれに、1,440万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ10億9,375万5千円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。地方債の補正でございますが、今回の半道寺地区簡易水道の取水井戸更新工事に係る経費の補正に伴い、その財源として、簡易水道事業債の限度額に1,440万円を補正し、補正後の限度額を8,640万円とするものでございます。

事項別明細書の歳入から順にご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。9款・市債・1項・1目・簡易水道事業債は、簡易水道整備事業債として1,440万の補正であります。8ページになります。歳出、2款・事業費・1項・1目1



4事業半道寺地区簡易水道改修事業費は、工事請負費として、1,440万円の補正でございます。事業の概要につきましては、資料No.4-1、平成25年度補正予算案、12月追加補正、主な事業の説明書でご説明申し上げますが、お手元に配布しております、A3版、水道課、上水-1、平成25年第4回大仙市議会定例会、建設水道常任委員会資料を合わせてご参照願います。

それでは、資料No.4-1、平成25年度補正予算案、12月追加補正、主な事業の説明書の1ページをお願いいたします。事業の概要は中段になります。本簡易水道は、平成2年度から給水を開始しており、これまで春・秋の年2回、取水井の点検・洗浄及び水中ポンプのオーバーホールを実施してはりましたが、本年、11月11日に取水量が通常の毎時20立方メートルから7立方メートル程度に急激に減少し、急遽、取水ポンプを交換し、井戸内部及び取水量の調査を実施したところでございます。調査の結果、経年劣化による井戸のケーシングの腐食や、井戸内部へ小石などが入り込んだことが取水量低下の主な要因でございます。現在は、一時的に復旧してはりますが、このままの状態では井戸が閉塞し、取水停止の危険性もあり、今後の水道水の安定供給が不安視されることから、このことに対処するため、取水井戸更新工事实施に係る経費について、追加の補正予算をお願いするものでございます。工事概要につきましては、片括弧1のさく井工事は、掘削径500ミリで、深さは、36メートルを見込んでおり、ケーシング・ストレーナーは、管径300ミリで、腐食しにくい材質としております。このほか、井戸ピット工などの井戸付帯工、取水ポンプ及び電気設備でございます。

特定財源と致しまして、簡易水道整備事業債を全額充当しております。

以上、ご説明申し上げますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了いたしました、これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（千葉 健） 次に、所管事務にかかる閉会中の調査に関する件についてお諮りいたします。

お手元に配付しました案件につきましては、議長に対し、閉会中の所管事務調査の申し出をしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、そのように決しました。

---

○委員長（千葉 健） 以上で、当委員会に付託となりました事件の審査は、すべて終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、建設水道常任委員会を閉会いたします。

---

午前 11 時 55 分 閉 会

大仙市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 千 葉 健